

京都府環境影響評価専門委員会次第

平成30年10月22日（月）午後2時～4時
京都府公館 第5会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（仮称）太鼓山ウインドファームに係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

配付資料

資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則、公開の取扱いについて、傍聴要領

資料2 京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ

資料3 （仮称）太鼓山ウインドファームに係る計画段階環境配慮書の概要

資料4 諮問文

資料5 関係市町意見

資料6 答申素案

資料7 （参考）委員意見、関係市町意見、確認事項まとめ、別添資料

机上資料

- ・（仮称）太鼓山ウインドファームに係る計画段階環境配慮書
- ・（仮称）太鼓山ウインドファームに係る計画段階環境配慮書要約書
- ・京都府環境影響評価条例例規集
- ・京都府環境影響評価条例リーフレット



京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成29年2月26日～平成31年2月25日)

氏名	職名	分野	
うえだ かよ 上田 佳代	京都大学大学院工学研究科准教授	公害	大気質
あおの しょうじ 青野 正二	大阪大学大学院人間科学研究科准教授		騒音、振動
おおした かずゆき 大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授	廃棄物	廃棄物、悪臭
しみず よしひさ 清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授	地球環境	地盤沈下、水質、土壌汚染
ますだ けいこ 増田 啓子	龍谷大学名誉教授		地球環境(温暖化)、気候変動
なるせ はじめ 成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授	地形・地質	地形・地質
わたなべ つぎひろ 渡邊 紹裕	京都大学地球環境学学教授	資源保全	水循環、地球環境(土・水・資源)
いそべ ゆう 磯辺 ゆう	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部教授	動物	水生生物
なかお しろう 中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授		昆虫
ふの たかゆき 布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類
たなか かずひろ 田中 和博	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	植物	森林保全
とくち なおこ 徳地 直子	京都大学フィールド科学教育センター教授		生態系
あらかわ あけみ 荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	景観
さこ かずえ 佐古 和枝	関西外国語大学国際言語学部教授	文化財	歴史的・文化的景観、文化財
くろさか のりこ 黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続	アセス制度全般

(平成30年4月1日現在)

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあつては当該附属機関が、懇談会等にあつては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

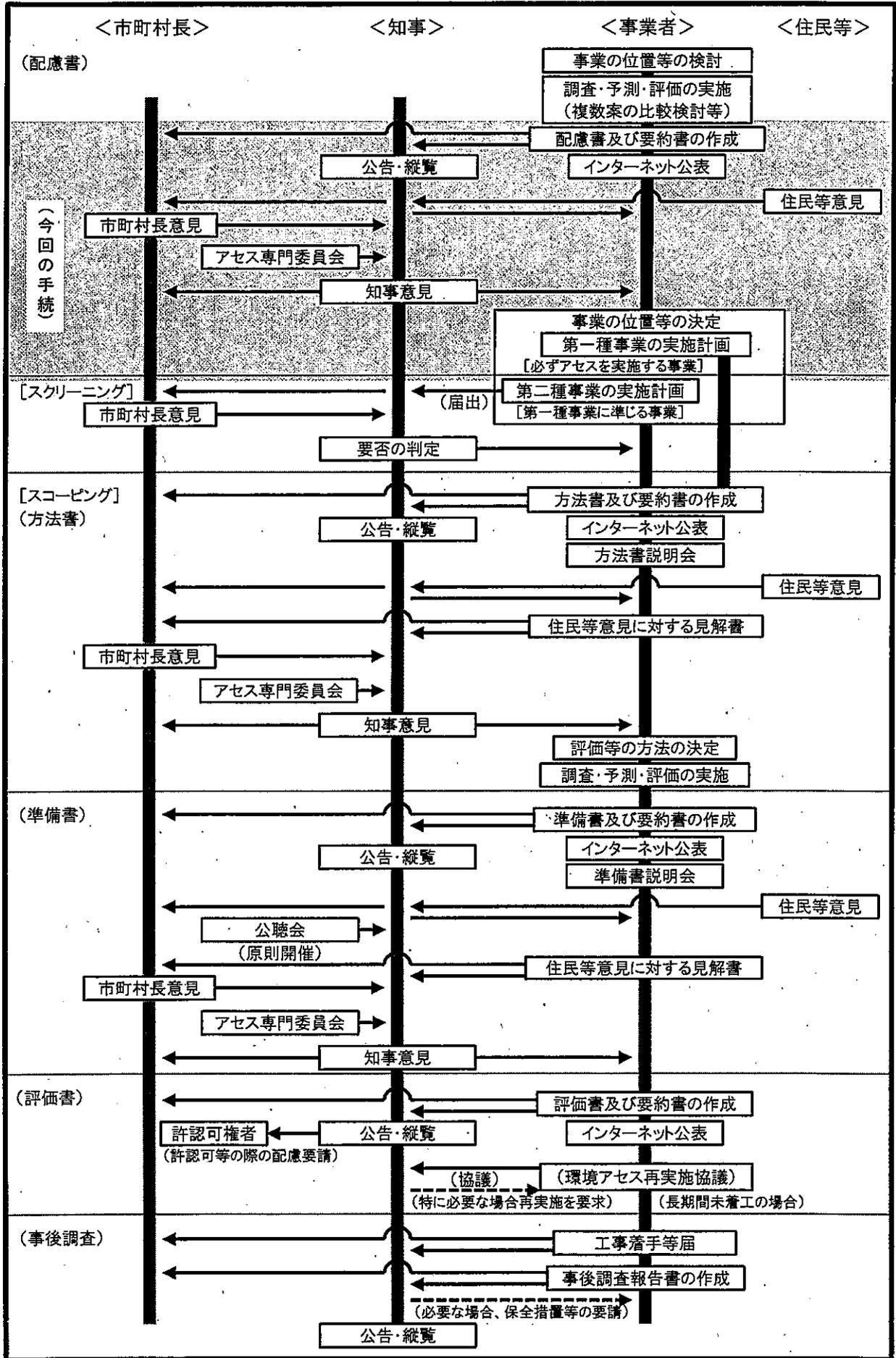
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

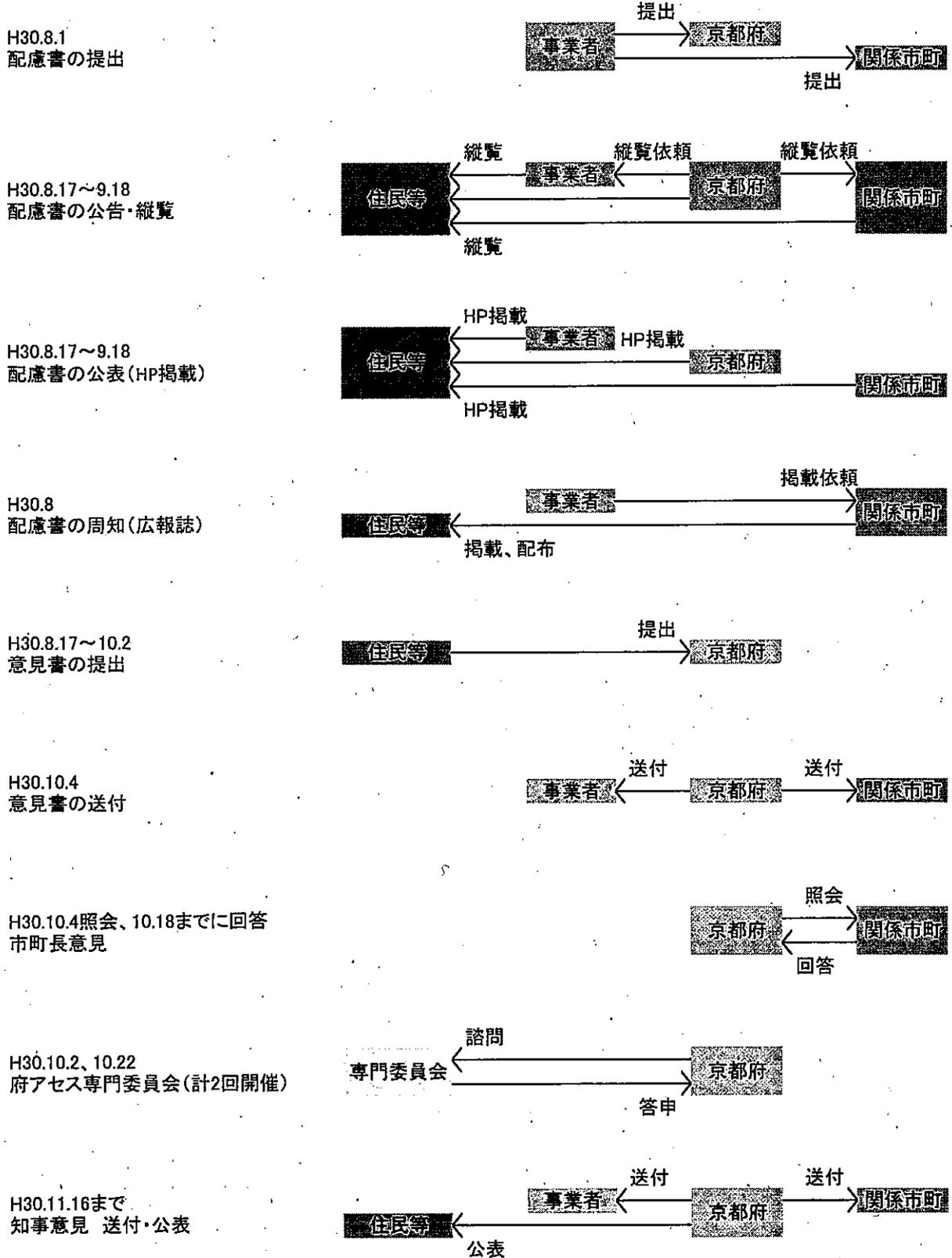
- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。



京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ



(仮称)太鼓山ウインドファームに係る計画段階環境配慮書手続の流れ



(仮称) 太鼓山ウインドファームに係る計画段階環境配慮書の概要

事業者	名称 株式会社市民風力発電 代表者 代表取締役 鈴木 亨 所在地 札幌市中央区北 5 条西 2 丁目 5 番地 JR タワーオフィス プラザさっぽろ 20 階		
事業計画の内容	名称 (仮称) 太鼓山ウインドファーム 種類 風力発電所の設置の工事業 規模 最大出力 7,490kW (出力 2,000~3,200kW の風車を 3~4 基設置。ただし、各風車の合計出力が 7,490kW を超える場合は、連系点で 7,490kW を超えないよう出力制御を行う。) (参考) 環境影響評価条例施行規則 別表第一 (抜粋)		
	事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
	5 電気事業法第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業	(7) 出力が 1,500 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	/
事業実施想定区域	与謝郡伊根町字野村地内及び京丹後市弥栄町野中地内ほか		
計画段階関係地域	事業実施想定区域及びその周囲 9 km の範囲並びに京丹後市網野町、丹後町及び弥栄町内の主要な交通ルートの沿線		
位置等の複数案(単一案)の検討状況	位置、規模並びに構造及び配置に関する複数案の設定なし(構造及び配置は最も環境影響が大きくなる条件で予測・評価を行う)。 ※本事業は京都府の太鼓山風力発電所事業用地における新たな風力発電事業の企画提案募集事業。対象区域等は募集要領に定められている。 ※規模並びに構造及び配置は現在検討中。		
計画段階配慮事項	工事の実施	工事用資材等の搬出入	
		建設機械の稼働	
		造成等の施工	
	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	動物、植物、景観
		施設の稼働	騒音及び超低周波音、動物



30環管第341号
平成30年10月2日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称)太鼓山ウインドファームに係る計画段階環境配慮書
について (諮問)

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。)第7条の3の規定により、下記の者から風力発電所の設置に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)の提出がありました。

つきましては、当該配慮書の内容について、条例第7条の6第1項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

記

株式会社市民風力発電 代表取締役 鈴木 亨

(諮問理由)

条例第7条の6第1項において、「知事は、配慮書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造に関し配慮すべき事項についての第一種事業等を実施しようとする者に対する意見書を作成するものとする。」とされており、条例第7条の3の規定により株式会社市民風力発電から提出のあった計画段階環境配慮書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。



宮市第 290 号
平成 30 年 10 月 18 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

宮津市長 城 崎 雅 文



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について (回答)

平成 30 年 10 月 4 日付 30 環管第 344 号で照会のありました上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 周辺の地域住民への騒音、振動等の公害について、十分配慮いただきたい。
2. その他、住民とのトラブルが生じた場合、適切に対応いただきたい。



0 生環第 1099 号

平成 30 年 10 月 18 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京丹後市長 三崎 政直



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について (回答)

平成 30 年 10 月 4 日付け 30 環管第 344 号で照会のありました「(仮称)太鼓山ウインドファーム計画段階環境配慮書」に対する標記の件について、別紙のとおり回答します。



「(仮称)太鼓山ウィンドファーム計画段階環境配慮書」
に対する市長意見

1. 全般的事項

風力発電所の規模の検討にあたっては、風力発電設備の大型化に伴う周辺環境への影響が懸念されることから、環境影響評価法の対象となる総出力 7,500kW を超えない規模の範囲内で、風力発電設備の単基出力及び基数を検討すること。

また、万一超える場合は、経済性のみを優先するのではなく、環境や社会との共生が確実に図れる持続可能な事業計画とすること。

2. 騒音等及び振動

(1) 風力発電機の輸送及び基礎工事に係るコンクリートミキサー車の通行においては、道路形状や交通状況の把握、道路管理者等の関係機関との事前協議を行った上で、沿線の住居や環境の保全上特に配慮が必要な施設等への環境影響を回避又は極力低減可能なルート設定を行うこと。

(2) 事業実施想定区域の周囲 1 km の範囲には、「森林公園スイス村」関連施設の風のがっこう京都、山の家、バンガロー、キャンプ場、高原浴場、スキー場等（以下、「森林公園スイス村関連施設」という。）が点在していることから、工事中又は供用時における騒音等による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、代表地点における既設風力発電設備の稼働中の騒音等を測定するとともに、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、配置位置の変更、単基出力の増加、工専用資材の搬出入等による騒音等に係る生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等をこれらの関連施設から隔離すること等により、影響を回避又は極力低減すること。

3. 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカやその他重要な動物の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響及び重要な動物の生息環境の悪化が懸念される。

また、専門家等へのヒアリング結果の整理にあたっては、「平成 27 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（京都府伊根町情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務報告書」に基づくものとなっており、この結果からだけでは当該モデル地区に含まれない事業実施想定区域及びその周辺の西側部分（丹後

天橋立大江山国定公園の第3種特別地域)とその南側(同国定公園第1種及び第2種特別地域、並びに鳥獣保護区)における専門家等の意見が不足している。

このため、上記の箇所を含む専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備の設置・稼働による重要な鳥類のバードストライク等への影響等について適切に把握するとともに、それらを踏まえた上で、本事業に係る調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を講ずることにより、重要な動物への影響を回避又は極力低減すること。

4. 風車の影

事業実施想定区域の周囲1kmの範囲には、「森林公園スイス村関連施設」が点在していることから、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の風車の影について調査を実施するとともに、配置位置が変更すること並びにハブ高さ及びブレードの長さ等が増加することによる生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備をこれらの関連施設から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

5. 景観

事業実施想定区域及びその周辺は、丹後天橋立大江山国定公園(第1種、第2種及び第3種特別地域)及び山陰海岸ジオパークエリアに含まれ、また、景観調査対象範囲には、同国定公園や同ジオパークエリアに含まれる重要な景観資源、同ジオパークで指定されているドライブコースの「丹後高原コース」、並びに垂直見込角が 3.3° 及び 14.0° となる主要な眺望点が存在することから、これらの主要な景観資源及び眺望点(以下、「これらの主要な眺望点」という。)に及ぼす影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成25年3月環境省)やその他最新の知見に基づき、「これらの主要な眺望点」の中から複数の眺望点を設定し、現地調査により「これらの主要な眺望点」からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、「これらの主要な眺望点」への影響を回避又は極力低減すること。また、「これらの主要な眺望点」については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、「これらの主要な眺望点」の管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

6. 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域の周囲1kmの範囲には、「森林公園スイス村関連施設」が点在していることから、工事中及び供用時の騒音等、供用時の風車の影並びに景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

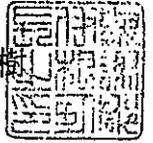
このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の活動特性の変化（空間特性の改変）やアクセス特性の変化を極力回避すること。また、やむを得ず必要最小限の変化等を検討する場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。

これらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

30住第259号
平成30年10月17日

京都府知事 西脇 隆俊 様

伊根町長 吉本 秀樹



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について (回答)

平成30年10月4日付30環管第344号により照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 本計画における施設は、従前に設置されていた設備の発電容量及び施設高がほぼ2倍に相当しており、地元住民においては、現実的に当該計画施設により発生する恐れのある騒音等の公害や景観における影響に対する認識は十分ではないことが予想される。このため、地元住民に環境影響評価の趣旨を理解していただくとともに、地区住民の意向を十分配慮し、騒音対策、安全対策及び下流域を考慮した災害対策等必要な対策を講じていただきたい。
2. 伊根町景観条例の規定に基づき周辺の景観に配慮いただくとともに、その他関係法令に基づく適切な手続きを行うようお願いしたい。
3. 発電設備建設時に工事運搬車両通行ルート of 安全対策を十分講じ、工事運搬車両の通行により道路等公共物に損傷を与えたと認められる場合は原形復旧されたい。
4. 発電設備設置によって獣害等が発生したと認められる場合は地元住民の意向に沿った対応をお願いしたい。

